# 千葉県徘徊SOSネットワーク広域連絡調整事務取扱例

#### 1 趣旨

この事務取扱例は、県内市町村が、徘徊等により行方不明となった認知症の人及び認知症の疑いがある人(以下「認知症高齢者」という)の捜索協力依頼、又は身元不明で保護した認知症高齢者の身元照会を、県を介し広域的に行う際に必要な手続き例を示すものである。

## 2 連絡窓口

(1) 県は、市町村及び近隣都県に対し、行方不明及び身元不明認知症高齢者に対する連絡調整事務を行う連絡窓口を毎年度当初に調査する。

市町村は、連絡窓口や受領するメールアドレス等が変更になった場合、速やかに県に報告する。

(2) 県の連絡窓口は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課認知症対策推進班とする。

電話: 043-223-2237 FAX: 043-227-0050 E-mail: kourei6@mz. pref. chiba. lg. jp

## 3 捜索・照会の依頼

- (1) 市町村は、家族や施設等関係者から認知症高齢者が行方不明になった旨の連絡を受け、又は 身元不明の認知症高齢者を保護し、広域的な捜索協力・身元照会が必要と判断した場合、県に 関係機関等への周知を依頼することができる。
- (2) 市町村は、県へ情報周知を依頼する場合には、依頼する地域及び情報共有の範囲を指定した 上、別紙参考様式1又は別紙参考様式2に必要事項を記載し、電子メールにより県連絡窓口に 送付することとする。
- (3) 情報周知が可能な地域は以下のとおりとする。
  - ① 県内市町村
  - ② 近隣都県(東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)
  - ③ 近隣都県以外の道府県

なお、③に捜査協力・身元照会依頼をする場合は、依頼文書を添付するものとする。

- (4) 市町村は、情報共有の範囲を家族の意向等を踏まえ明確に指定する。
  - 例 行政機関(委託地域包括支援センターを含む)

各市町村徘徊SOSネットワーク構成団体

- 一般市民(庁舎掲示等での公開)
- (5) 県は、市町村から依頼を受けた場合、速やかに指定された地域の連絡窓口等へ情報を周知する。 なお、必要に応じ県警本部に当該情報を提供できるものとする。
- (6) 県及び市町村は、情報の送付に際し、パスワードを設定する等個人情報の保護に十分留意するものとする。
- (7) 県から情報提供を受けた市町村は、指定された情報共有の範囲に応じ、徘徊SOSネットワーク等地域における取組を活用し、関係機関等に対する当該情報の速やかな伝達に努めるものとする。

(8) 捜索協力及び身元照会の依頼の有効期間は、依頼時に特段の指定がない限り、依頼から概ね 3 か月間を原則とする。

## 4 捜索・照会の解除

- (1) 県へ周知依頼をした市町村は、行方不明認知症高齢者が発見された場合、又は保護された身元 不明認知症高齢者の身元が判明した場合等、事態が解決したときには、速やかに別紙参考様式 3又は参考様式4を県連絡窓口へ電子メールにより送付し、解除依頼を行わなければならない。
- (2) 県は、市町村から解除依頼を受けた場合、速やかに周知した地域の連絡窓口へ解除を連絡するものとする。

## 5 近隣都県からの周知依頼

- (1) 県は、近隣都県から認知症高齢者の捜索協力又は身元照会について周知依頼があった場合、指定された地域、情報共有の範囲、その他必要事項を確認の上、速やかに情報を周知する。
- (2) 解除依頼の連絡があった場合も同様とする。
- (3) 近隣都県以外から依頼文書により周知依頼があった場合も、依頼の趣旨等を鑑み対応する。

### 6 県ホームページへの掲載

- (1) 市町村は、県に対し3による指定地域への周知の依頼と併せ、身元不明認知症高齢者について必要と判断した場合、特に公開する情報の範囲について個人情報保護条例等を踏まえて確認・考慮した上、千葉県ホームページの身元不明の認知症高齢者に関する情報提供に係るページ(以下「県HP」という。)への情報掲載を依頼することができる。
- (2) 県は、別紙で定める掲載要件等に基づき、依頼市町村及び県警本部と調整の上、県HPへの 掲載の適否について決定する。
- (3) 県HPに掲載された情報に係る一般県民等からの情報提供、問合せその他の対応については、 依頼元市町村が行うものとする。
- (4) 市町村は、事態が解決した場合は、4 に準じて県に連絡するものとし、県は速やかに県HP から当該情報を削除するものとする。

#### 7 その他

- (1) 身元不明認知症高齢者を保護した市町村は、当該認知症高齢者の身元が判明したとき及び保護した後に新たに身元につながる情報等が判明したときは、警察との積極的な情報共有を行うものとする。
- (2) 本事務取扱例は、市町村が県内近隣市町村に、直接捜索協力・身元照会することを妨げない。
- (3) 本事務取扱例に関して、記載しているもののほか、必要な事項は高齢者福祉課長が別に定める。

氏名(ふりがな)

# 行方不明者搜索依頼

依頼日:平成 年 月

日

下記の方を捜しています。ご協力よろしくお願いいたします。

性別 男・女 生年月日(年齢) 年 月 日( 歳) 住所 午前 • 午後 発生日時 月 平成 年 日 時頃 行方不明時の場 所•状況 本人の行きそうな 場所、過去に保護 された場所など 特徴 【身長】 【体型】 【髮型】 【その他】 服装 [上] [下] 【靴】 【その他】 持ち物 認知症 有・無 警察への届出 有 • 無 名前・・・ 言える・言えない 住所・・・ 言える・ 言えない 特記事項 【連絡先】 【電話】 [FAX] 【発信元】 【電話】 [FAX]

写真

写真

# 身元不明者照会依頼

下記の方を保護しています。ご協力よろしくお願いいたします。

依頼日:平成 年 月 日 氏名(ふりがな) 性別 男・女 生年月日(年齢) 保護日時 日 午前 · 午前 平成 年 月 時 分頃 保護時の場所・状況 【身長】 特徴 【体型】 【髪型】 【その他】 服装 [上] [下] 【靴】 【その他】 持ち物 特記事項 【発信元、連絡先】 【電話】 [FAX]

写真

写真

# 行方不明者搜索解除依頼

下記の方は発見されました。ご協力ありがとうございました。

解除日:平成 年 月 日

						/3!	1.3	. ,,,		, .	-
氏名(ふりがな)											
性別	男·	女									
依頼日	平成	年	月	日							
発見日時	平成	年	月	日	午前	•	午後	時	分		
発見者											
発見時の状況等											
【発信元】											
【電話】				[FA>	()						

# 身元不明者照会解除依頼

下記の方の身元が判明しました。ご協力ありがとうございました。

解除日: 平成 年 月 日

				77 PV P : 1 /20		7.1	$\vdash$
男・	女						
平成	年	月	日				
			[FAX]				
		男・女平成年		平成 年 月 日	男 · 女平成 年 月 日	平成 年 月 日	男・女 平成 年 月 日

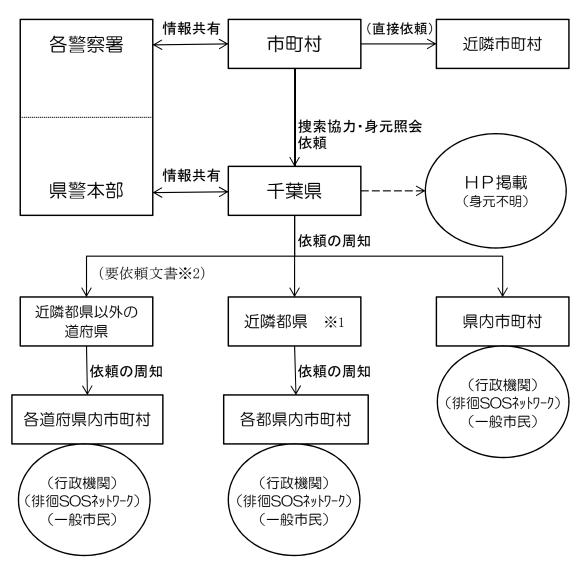
# 千葉県徘徊SOSネットワーク広域連絡調整事務取扱例6(2)に定める要件

	同意の有無等	掲載適否				
本人の同意あり	(意志の表示がはっきりしている場合)	掲載を同意した項目について適				
	(意志の表示が曖昧な場合)	市町村が、個人の生命、身体又は財産を守る ために必要と判断した場合に検討				
本人の同意なし	(掲載を拒否した場合)	否				
	(保護施設等が掲載を希望した場合)	市町村が、個人の生命、身体又は財産を守る ために必要と判断した場合に検討				

<sup>※</sup>ホームページを利用した県政情報の発信における個人情報取扱基準(平成14年10月23日最高情報セキュリティ責任者(総務部長)通知)に基づいて掲載適否を判断する。

# 身元不明等認知症高齢者の広域捜索協力依頼フロー図

- ・家族等から広域的な捜索協力の依頼
- 身元不明者を市町村で保護



※1 事務取扱例3(3)② 東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県

※2 上記※1以外の道府県への照会のみ